

# 令和8年度 放課後児童クラブ飛鳥みのり 入室申請のご案内

## ■令和8年4月入室申請の受付期間、時間および場所について

○期間 一次募集 令和7年9月29日(月)から令和7年10月15日(水)

二次募集 令和7年10月16日(木)から

受付場所	曜日	受付時間
飛鳥みのり 教室	月～金 (平日のみ)	午後2時30分～午後7時

※郵送でもお送りいただけます。

(橿原市土橋町129-1 放課後児童クラブ飛鳥みのり宛)

※期間中に申請いただいても申請多数で定員を超えた場合は待機となる場合があります。

※原則として、低学年から優先して入室決定を行います。

※受付期間を過ぎても、上記受付場所にて随時受付を行います。が、随時受付分については1次選考の対象外となり低学年であっても待機となる場合がありますので、受付期間には十分気をつけてください。

※一時募集の期間内に申請いただいた方への入室審査の結果通知書は、10月末頃に送付します。

## ■放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない橿原市立小学校に在籍する児童(1年～6年)を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

## ■開室期間、時間および休室日

○開室期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

○閉室時間：平日と学校休業日によって時間が異なります。

区分	開室時間	延長利用時
平日(月曜日～金曜日)	授業終了後から午後6時まで	延長利用の場合
学校休業日 (土曜日、夏、冬、春の学校休業中)	午前7時半から午後6時まで ※開錠は午前7時半	は午後7時まで

○休室日：日曜、祝日、年末年始、お盆、気象警報発令時等、橿原市が必要と認めたとき

## ■開室場所

○放課後児童クラブ飛鳥みのり(橿原市土橋町129-1 透塾橿原校ビル1F)

## ■入室基準

就労又は疾病その他の理由により保護者、同居の親族等が児童を育成することが困難であり、これらの者が次の項目のいずれかに該当する者であること

(1)昼間に居宅外で就労することを常態(1ヶ月に15日以上で3ヶ月以上継続する場合をいう)としている者

※1年生は午後2時以降の就労、2年生以上は午後3時以降の就労を条件とする。(通勤時間考慮可)

(2)昼間に居宅内で当該児童と離れて、日常の家事以外の労働をすることを常態としている者

(3)重度の障がいの状態である者

(4)長期入院又は常時寝たきりの状態であるなど重度の疾病等の状態である者

(5)同居家族のうち、重度障がい者又は疾病等による寝たきりの者を常時介護又は看護している者

(6)失業等により、職業安定所等で求職活動を行っている者(一定の要件を満たした場合に期間限定で許可)

## ■入所申請書類

- ③入室許可申請書 兼 児童台帳
  - ④勤務証明書（または⑤入室要件証明書）
  - ⑨健康状態について
- } 3点は提出必須です。

※その他の詳細、および該当者のみ提出していただく書類がございますので、下記ご参照下さい。

土曜日を利用される方へ
<ul style="list-style-type: none"><li>・⑥土曜日利用申請書</li><li>・⑦時間外利用（土曜）申請書 の両方を記入してください。</li></ul>
自営業・内職の方へ
<ul style="list-style-type: none"><li>・④勤務証明書「自営業・内職」用欄を使用し記入してください。（事業者が被証明者以外の場合は代表者の方が記入してください）</li><li>・内職の場合は発注元も証明が必要です。</li></ul>
保護者が疾病要件の方へ
<ul style="list-style-type: none"><li>・⑤入室要件証明書の「疾病要件の方」の欄を記入し、障がい者手帳や診断書等のコピーを添付してください。</li></ul>
介護・看護要件の方へ
<ul style="list-style-type: none"><li>・⑤入室要件証明書の「介護・看護要件の方」の欄を記入し、介護認定証、障がい者手帳や診断書等のコピーを添付してください。</li></ul>
就学の方へ
<ul style="list-style-type: none"><li>・⑤入室要件証明書の「就学の方」の欄を記入し、就学証明を就学先の学校に記入してもらってください。</li><li>・就学時間が不定の場合や就学予定の方は、必要事項を記入し、就学時間がわかるカリキュラム（時間割）等のコピーを添付してください。</li></ul>
求職活動中の方へ
<ul style="list-style-type: none"><li>・⑤入室要件証明書の「求職活動中の方」の欄を使用し記入してください。</li><li>・ハローワークカードのコピー、ハローワークでの企業の紹介状の本人控え等、具体的に求職活動を行っていることを証明するものを添付してください。</li><li>・求職を理由とする入室は3ヶ月間（4月1日入室の場合は6月末日まで）の期間限定入室となります。</li><li>・入室から<u>2ヶ月経過時点までに勤務先を決定し、勤務証明書の提出が必要</u>となります。</li><li>・<u>提出がない場合や採用が決定しても条件が満たない場合は入室制限の延長ができません</u>のでご注意ください。</li></ul>